

第 4 期埼玉県地域福祉支援計画について

福祉政策課

1 策定趣旨

県では、現在、平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間とする第 3 期埼玉県地域福祉支援計画により、市町村における地域福祉の取組を支援している。

次期計画の策定に当たり、県内市町村及び市町村社会福祉協議会に対する調査を実施し、地域福祉における県内の実情を把握した。この調査を踏まえて現計画を見直すとともに、地域福祉の推進は市町村が中心であることから、市町村の取組の方向性を示し、これを支援する新たな計画を策定する。

2 計画の性格

本計画は、社会福祉法第 108 条に規定する都道府県地域福祉支援計画として、広域的な見地から市町村の地域福祉を支援する事項を盛り込んだ計画である。

3 計画期間

平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年

4 策定体制

(1) 埼玉県地域福祉推進委員会（13 名）の開催

（平成 25 年 11 月、平成 26 年 7 月、11 月、平成 27 年 2 月）

(2) 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会（6 名）の開催

（平成 26 年 2 月、5 月、6 月、9 月）

5 計画の主な施策骨子

(1) 地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり

- ・地域包括ケアシステムの考え方を応用した支援機能の拡充と地域の福祉力との統合 など

(2) 孤立を防ぎ、見守り、支え合う地域づくり

- ・地域福祉の場・拠点づくりの促進 など

(3) 地域福祉を支える担い手づくり

- ・NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援 など

(4) 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり

- ・誰にも優しいまちづくりの促進 など

(5) 計画の推進・市町村への支援

- ・市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援 など

6 第1回福祉のまちづくり推進協議会での意見への対応

(1) 意見要旨

計画にはハード面の整備だけでなく「心のバリアフリー」の推進についても記載してほしい。また、「心のバリアフリー」の推進には、教育部門など行政の他の部門との連携が必要である。

(2) 対応内容

- ① 3 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実の【地域での取組の方向性】に次のとおり追記した。

あわせて、誰にも優しいまちづくりを推進するために、まちのバリアフリー化やハード整備を補う、思いやりのあふれる人材の育成が求められます。

- ② 4 誰にも優しいまちづくりの促進の【地域での取組の方向性】に次のとおり追記した。

ハード整備を補う意味においても、福祉教育・学習の機会を通じて思いやりのあふれる人材の育成が大切です。あわせて、駅などの案内を行うサポーター養成など、手助けしやすい、手助けを受けやすいソフト事業の充実も求められます。